

危険物新聞

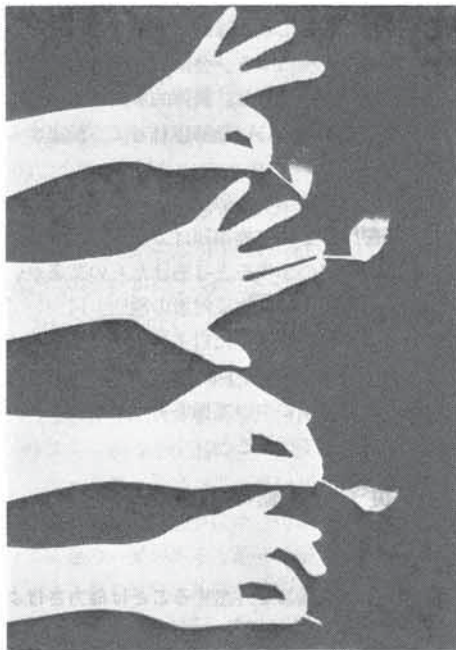
第 286 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川 井 清 治 郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 50円

秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日

今年も火災多発期を迎え、国民ひとりひとりの防



火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期すため、11月26日から12月2日までの間、全国一せいに実施される。

自治省消防庁では、本年度上半期の火災現況にかんがみ、別掲のような項目で本運動を実施するようよびかけている。(写真は使う火を消すまで離すな目と心の防火ポスター)

危険物取扱者試験合格発表

乙種4類、38%

大阪府では9月25日実施した危険物取扱者試験の合格者を、10月18日発表した。合格者数、合格率は次のとおりで、乙種第4類は38%と前回よりやや向上した。なお欠席率は乙種第4類が9%と相変わらず悪い。

(類別)	(受験申請者数)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
1類	141	138	82	59.4%
2類	156	153	107	69.9%
3類	135	135	93	68.9%
4類	3,946	3,601	1,370	38.0%
5類	82	82	67	81.7%
6類	350	340	208	61.2%

YAMATO

業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

信頼のヤマト

AFC中央管制システム
各種消火器
消火栓設備

スプリンクラー設備
水噴霧消火設備
ドレンチャー設備

連結給水設備
遠隔送水管
粉末消火設備

タンバク泡消火設備
プロフォーム消火設備
ライドウォーター消火設備

二酸化炭素消火設備
ハロゲン化物消火設備
自動火災検知設備

漏電火災警報器
非常放送設備
誘導灯 誘導標識

排煙処理設備
救助袋 救助機
避難梯子

防火剤
吸油剤
漏出油処理剤



■防災のシステムメーカー

ヤマト消火器株式会社

大阪市東成区深江北1-7-11 千537 TEL:06-976-0701代

昭和52年秋季全国火災予防運動における重点目標

1. 上半期の火災現況

1 本年上半期における火災の状況は、出火件数38,317件、火災による死者数 1,232人となっている。

これを前年同期に比較すると、出火件数は 944件(2.5%) 増え、戦後5 番目の記録となっている。火災による死者数は 279人(29.3%) の著しい増加を示し、これまでの戦後最高記録であった昭和50 年上半期の死者数を 202人(19.6%) 上回る憂えるべき状況にある。

出火件数の57.7%にあたる22,117件が建物火災(前年同期に比べ 1,008件、4.8%増加)で、このうち、54.4%にあたる12,036件の火災は専用住宅及び共同住宅の居住専用建築物で発生している。また、火災による死者数のうち75.8%の 934人が建物火災(前年同期に比べ 208人、28.7%増加)で、このうち75.6%の 706人が専用住宅及び共同住宅の火災によって死亡している。

火災による死者を年齢階層別にみると、61才以上及び0~5才(幼児)の年齢層で 583人に達し、全死者数の約半数に近い47.3%を占めている。また、この年齢層の死者のうち 490人(84%)は建物火災で死亡しており、さらにその80.6%にあたる 395人が専用住宅、共同住宅の居住専用建築物で死亡しているなど、例年にたがわず一般住宅火災による老人及び幼児の死者が多い。

一方、最近の旅館、病院、デパート、複合用途ビル等公衆の出入する場所あるいは多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の火災では、自主防火管理の不徹底が指摘されているものが多い。

過去一年間の主な火災事例をみても、昭和51年12月4日東京都墨田区 国松ビル サロン歌麿(16項イ、死者6人)、昭和51年12月16日北海道旭川市 今井ビル ホテルニ条プラザ(16項イ、死者3人)、昭和51年12月26日静岡県沼津市三沢ビル 大衆サロン らくらく酒場(16項イ、死者15人)、昭和51年12月26日東京都大田区 中華料理店徐州(16項イ、死者4人)、昭和52年2月7日北海道札幌市 白石中央病院(6項イ、死者4人)、昭和52年5月13日山口県岩国市 岩国病院(6項イ、死者7人)等の火災があり、多数の死者を発生させているが、いずれも関係者の防火意識が低く、日頃の自主防火管理体制が不備であったことが指摘されている。

このような状況にかんがみ、特に本運動においては、「幼児、老人の焼死防止対策の徹底」及び「生きた自主防火管理体制づくり」を重点目標に掲げ、全国民の努力を強く呼びかけることになった。これを今回運動推進上の最大テーマとし、これが達成のため全国いっせい実施事項の積極的な実施につき、全国民の努力を強く呼びかけることとしたものであり、具体的展開にあたっては、このテーマの趣旨が十分に理解されるよう配慮するものとする。

2 全国いっせい実施事項の取扱いについて

今回の全国いっせい実施事項は、重点目標を達成するための必要最少限の事項をとりあげたものであり、重点目標「幼児、老人の焼死防止対策の徹底」については家庭を中心に、また、「生きた自主防火管理体制づくり」は職場を中心にその推進を図るものとするが、個々の全国いっせい実施事項について指導を行う場合には、下記事項に十分留意して行うこと。

2. 火災予防運動の重点目標

(1) 家庭

<幼児、老人だけを残して外出することは極力さけよう>

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアードーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマド消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

昭和51年中の火災による死者(概数)のうち、61才以上の老人の死者は564人に達しているが、この老人が死亡している火災の出火時における状況をみると、約半数は出火時1人の場合であり、特に、家族の留守中に発生した火災により犠牲となっている例が多い。

また、幼児の場合にも、死者189人のうち50人は親が買物等で子供だけを残して外出している間に発生した火災で犠牲となっている。この中には、外出する際、防犯等のため出入口に施錠していたことから避難できずに死亡している例もある。

幼児や老人は、判断力や体力的条件から自力避難が困難で、家族等周囲の人の手助けが是非とも必要であることを十分に認識し、幼児、老人を残しての外出は極力さけるような心がけることが必要である。

なお、今日の社会事情から幼児や老人を残して外出することが止むを得ない場合、あるいは、老夫婦世帯や一人暮らし老人世帯については、査察を重点的に行って火災予防の指導を一層強化することが望ましい。

＜幼児、老人の安全な避難方法を考えよう＞

老人は聴力、視力が衰えていたり、その他身体が不自由で迅速な動きが出来ず動作が緩慢であるため、火災の発見が遅れたり、避難行動の開始が遅れて逃げ遅れることが多い。

また、幼児や寝たきり老人は自力避難が出来ないことから家族等周囲の者の手助けが是非とも必要である。

家族の者が幼児、老人を無事救出し、かつ、安全に避難するためには、幼児、老人の就寝場所等は可能な限り、出入口、階段に近い部屋など避難しやすく、あるいは救出の容易な場所を選ぶなどの配慮が大切である。

なお、老夫婦世帯、一人暮らし老人世帯に対しては火災予防指導を強化するほか、火災が発生した場合、直ちに近隣に連絡がとれるような体制が得られるよう指導することが望ましい。

＜就寝前の火の元点検を必ず行おう＞

火災による死者の多くは、家庭における就寝中の火災によって発生している。一般に就寝中の出火はどうしても発見が遅れることとなり、気付いたときは、すでに有毒ガスを吸引して行動力が鈍り、避難できなかったり、あるいは火が回っていて逃げ道がなかったという例が多い。

家庭では、就寝前に必ず火の元の安全を確認することが是非とも必要となり、かまどの残火、居間のストーブ、炬燵あるいは灰皿内の煙草の吸がらなど家庭内で使用している火気全般に亘って、実際に目で調べ、安全を確認してから就寝することを日常の習慣にすることが大切である。

＜寝たばこは絶対にやめよう。また、させないよう常に注意しよう＞

たばこによる火災は、いずれも喫煙者の不注意、不始末によって生じている。たばこによる火災の発生を防ぐためには、喫煙者一人一人が喫煙マナーを守り、喫煙管理を徹底する必要がある。

なかでも寝たばこ、特に酒酔後の寝たばこは、出火すると死亡につながりやすく、十分な注意が必要であり、これらの行為をしないよう家族や同居者が互いに注意することが必要である。

また、寝たきり老人が喫煙する場合は、その状況に応じ家族の者が安全管理について十分に気を配ることが望まれるほか、万一のことを考えて防災処理された寝具の利用について配慮することも必要である。

＜自分が使う火は消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう＞

毎日のように使用している火に対しては、どうしても慣れが生じ、火本来の危険性を忘れ、火を粗雑に取扱いがちとなる。たばこの投げ捨てや放置は、その典型ともいえる。

火を取り扱う者は、どのような小さな火でもその取扱いを誤まれば、必ず火災の原因となることを忘れてはならない。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

技研産業株式会社
大阪市南区北炭屋町27番地 (野々垣ビル)

炊事、暖房等家庭における火気使用範囲は非常に広いが、火を使用している間は、その火が火災の原因となりうることを認識し、使用中の管理と使用後の後始末は、個人個人が責任をもって行い、常に出火危険の排除に努めなければならない。

<一日1回は防火について反省しよう>

出火の原因や火災の恐しさは、新聞、テレビ等で誰れしもが承知しているところであるが、それが観念的に認識されている場合が多く、自分だけは大丈夫といった過信から、結局は同じような誤ちを繰り返して火災を発生させているといえる。

火災シーズンに入ると新聞紙上には毎日といってよいほど火災の記事が掲載されるが、これを他人事としてではなく、わが家の防火の教訓としてとらえ、その火災はどのように発生したのか、未然に防止することは出来なかったかを家族全員が自分自身におきかえ考え反省し、自己の防火意識を高めていくことが大切である。

なお、運動期間中は、具体的な火災の写真や焼き物件を、火災に至った理由等の解説を加えて展示、公開する機会を多くし、住民の火災予防への関心を高めさせるとともに、火災の未然防止の必要性を強く訴えることが必要である。

(2) 職場

<職場ぐるみで、消火、通報及び避難訓練を実施しよう>

火災が発生した場合、人的、物的損害を最小限度にとどめるためには、初期の段階における通報、初期消火及び避難誘導が迅速かつ的確に行われなければならない。そのためには従業員等の任務分担等の計画を定め、その計画に基づいて普段から実践的な訓練を行い、その訓練を通じて全従業員が自己の役割を身体で理解し、有事の際の行動力の向上に努めておく必要がある。

なお、避難訓練を年2回以上実施しなければならない事業所等は、本運動の機会をとらえて、避難訓練の実施について徹底した指導をすることが望ましい。

<消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておこう>

設置しなければならない消防用設備等を設置していなかったり、維持管理が悪かったため、火災の発見が遅れ、あるいは火災が拡大し多数の死者を発生させた例が見受けられる。法令で設置が義務付けられている消防用設備等は必ず設置し、設置した消防用設備等は常に点検、整備し、有事の際、的確に作動するよう、その機能保持に万全を期さなければならない。

なお、最近の火災の中には、防火区画の扉の閉鎖機能不良、防画区画を貫通する配管、ダクト設置工事の不手際等から防火区画の機能が阻害され、被害を大きくしている例がみられるので、消防用設備等の設置指導と併せてこれら施設の不備欠陥の是正についても指導を行うことが必要である。

また、昭和49年6月の消防法改正により、昭和54年4月1日から消防用設備等の適及適用がある旅館、病院等に対しては、適及適用の趣旨の周知徹底を図り、期日までに万全を期する努力を強く呼びかけられたい。

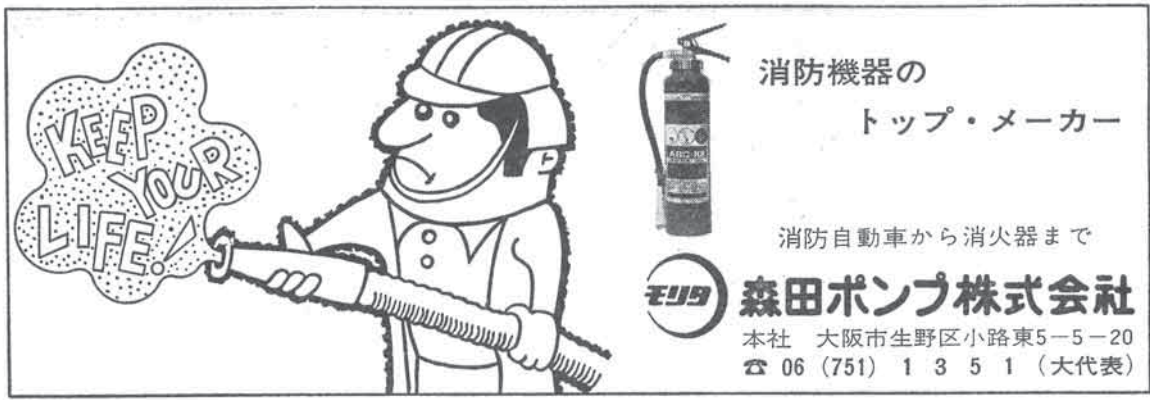
<非常口付近や通路には、物を置かないようにしましょう>

出入口、階段、廊下その他通路は火災発生時の重要な避難路となるものであり、常日頃から管理が重要となる。

廊下その他の通路、階段の一部を物置場として使用しているところがよく見受けられるが、これは火災発生時における避難の障害となるばかりでなく、延焼拡大の媒体ともなり、極めて危険である。また、物置場として使用するため、階段室や屋外に通じる扉を施錠してしまい、避難施設としての目的を全く果せないものも見受けられる。

これらの例は、大規模な物品販売を営む店舗のエスカレーター周辺や通常は客の使用しない階段、飲食店あるいは風俗営業取締法に係るバー、キャバレーで営業的理由から客を一つの階段あるいはエレベーターのみから出入させる対象物に多くみられる。

このような状態の廊下その他通路、階段を利用した場合、



KEEP YOUR LIFE!

消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

施設等のため屋外に避難出来ず、一酸化炭素中毒、窒息等によって焼死する結果となる。

風俗営業等取締法に係るバー、キャバレー等、飲食店、デパート、旅館等の関係者に対しては、本運動を通じてこれら施設の一点検を実施させるなどして、年末へかけて客の多く出入する時期にこの種の事故が起きないように徹底させることが必要である。

また、バー、キャバレー、旅館等の建物を利用する者は、建物形態に不案内であるため、利用者に対する避難経路、避難方法の案内については、十分に配慮し、さらに、有事の際の避難誘導等について万全の準備体制をとっておくよう指導を図られたい。

＜職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めよう＞

職場での火災予防は、出火防止を最大目標として、職場の全員が火の元に注意することが大切であり、また、火災が発生した場合に、有効な初期消火、適切な火災通報、連絡及び安全確認が迅速かつ確に行われるようにしておかなければならない。

しかし、現実には防火管理者を選任せず、消防計画を作成していないなど防火管理に無関心なところが多く、また消防計画の内容を従業員が知らなかったり、あるいは内容が形式的でなら役に立たず火災発生時における消火、避難活動等が有効に行えず、被害を大きくした例がよく見受けられる。

職場の防火は、一部の従業員や責任者のみをもって図られるものではなく、職場ぐるみで組織的にとりくむことが肝要であり、そのためには従業員一人一人の防火意識を高める必要があることを強く訴え、職場における防火教育の計画的な実施を呼びかけて職場における防火管理の徹底を図るよう指導されたい。

＜複合用途ビル入居者は共同防火についてお互いに責任を果たそう＞

昭和52年3月31日現在の十大都市における共同防火管理実施状況をみると、協議事項届出対象数19,984件に対し、



協議事項届出数 8,202件で、届出率は41%と対象数の半分以上以下となっている。なかでも特に複合用途ビルの届出率が悪く、関係者の安全体制の整備に対する姿勢が強く批判されているところである。

管理権原の分かれている建築物の防火管理は、各管理権原者がばらばらに行くと、その建築物における防火あるいは安全避難上かえってマイナスとなる面が多く、火災の際の混乱と惨事を防止するためには、通報、避難誘導の方法、防火シャッターの開閉、換気設備の排煙機能への切り替え等建築物を全体的にとらえた防火管理についての事項をあらかじめ協議して定め、これに基づいて一体的に行うことが是非とも必要である。

共同防火管理の実施を義務づけられている防火対象物の入居者等は、共同防火の必要性を十分に考え、共同防火を行うことが入居者等に課せられた固有の社会的責任であることを強く自覚し、その一人一人が協調と融和の精神をもって責任の遂行に努力することがなによりも増して大切なことである。

安全な社会環境づくりに奉仕する



消火器界に一大革命!

ハツタ 粉末消火器
《国家検定合格品》

好評発売中です

消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 〒573
電話 0720-56-1281(代)

大阪支社
堺出張所

電話 06-473-4871~4
電話 0722-21-3444



「違反店舗、 使用禁止命令に違反 懲役6ヶ月の判決

山梨県甲府市の家具販売店が、建築基準法及び消防法に違反して防火設備、消防用設備をせず、消防署の警告を無視して同店舗を使用したことで告発されたが、甲府地方裁判所より懲役6月（3年間執行猶予）の判決があった。

本件が告発事件に発展した大きな要因は、不況からくる企業の伸び悩みを資金の裏付けが不十分のまま大型店舗を出すことによって乗り切ろうとし、そのしわよせが手抜き工事となり、法を無視して営業を継続しなければならなかった点であろう。

1. あらまし

この建築物は、鉄骨造軽量気泡コンクリート板壁造り5階建て、その上に、倉庫、機械室など3階があり、計8階建てである。一応、建築基準法に基く確認申請は提出され、昭和50年4月中旬に工事着工、8月29日完成した。完成した建築物は、建築確認の内容とは異り1階から5階までがすべて店舗となっていた。

消防法に基く、消防用設備等着工届、設置届、防火対象物使用開始届等の届出は全くされていなかった。

消防署は、8月30日開店をテレビ、チラシ等で知り、29日午後立入検査を実施した。検査の結果、同店舗の構造が建築基準法の防火に関する規定に

著しく違反し、消防法に基く消防用設備等は、火災が発生した場合、人命に極めて危険であると認められたので、口頭で建築物の使用禁止を命じた。引き続き同日夕方消防法第5条の規定により建築主に対し、それらの危険が完全に排除されるまでの間当該建築物の使用禁止命令を書類で送達した。翌30日午前10時開店予定の30分前、消防署は開店準備中の店舗に立入検査し、命令の履行を促したが拒否され、予定どおり10時開店した。

9月1日、消防長は、この経過の重大さにかんがみ、刑事訴訟法第239条第2項により甲府地方検察庁に告発した。

検察官は9月12日及び10月13日の両日、当該建築物の構造及び設備が消防法及び建築基準法に定める技術基準に対する違反事項及び消防法第5条に基く措置命令に違反する事実について検証し、依然として措置命令違反の事実が継続し何ら是正のための計画が進んでいないことを確認した。

そこで10月16日、消防機関、建築主事、建築主及び工事施工者を集め今後のあり方について協議し、措置命令を早急に履行するよう建築主に指示した。しかし是正計画が遅々として進まず、関係行政機関と建築主が協議、指導の結果12月16日は是正計画を受理、12月19日は是正計画に対する工事完了に伴う立入検査の結果一部を除き工事完成を確認、一部未了部分は51年6月までに改修することを確約、6月まで仮使用を承認した。

一方公判は第1回が12月12日、第2回が12月22日に行なわれ、消防法第5条違反により、同法第41条1項に基き懲役6月（3年間執行猶予）の判

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

決が行われた。

2. 告発の要旨

被告発人は、8月30日店舗として使用を開始したが、当該建築物の構造及び設備が建築基準法に適合せず、また消防法に基づく消防用設備等が設置されず、このまま使用することは火災予防上及び火災が発生した場合人命に危険があると認め、消防法第5条に基づき使用禁止を命じたが、これを履行せず使用を開始した。

- (1) 建基法第27条第1項第1号に違反、主要構造部が耐火構造でない。
- (2) 建基法施行令第112条第1項、第9項に違反、防火的に区画していない。
- (3) 建基法施行令第121条第1項に違反、直通階段が1つ。
- (4) 建基法施行令第126条の2、同第126条の4及び同第126条の6に違反し排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口がない。
- (5) 消防法第17条第1項に違反、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識並びに連結送水管設備が設置していない。
- (6) 消防法第8条第1項に違反、防火管理者未選任、消防計画がない。

<参考> 消防法条文抜粋

第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについてはこの限りでない。

第41条 次の各号の一に該当する者は、これを1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条の規定による命令に違反した者
- 二 第10条第1項の規定に違反した者
- 三 第15条の規定に違反した者

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

灯油保有量20,000リットルに

灯油専用一般取扱所・運用基準改正

生活水準の向上に伴う石油類の需要増加により、灯油販売用の一般取扱所の保有量引き上げが要望されていたが、このほど次の運用基準中の地下タンクの保有量を、「容量が10,000リットル以下の地下タンク2基まで」と改正され、従前の2倍まで保有できることになった。

○灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準(39.3.4.消防庁予防課長通達第16号)……給油取扱所に隣接して設ける灯油専用の一般取扱所の基準で、同基準(3)に「灯油の保有量は、地上にあっては指定数量の3倍以下、地下にあっては指定数量の20倍以下であること」とされている。

○販売取扱所及び一般取扱所の設置に関する運用基準(42.1.30.消防庁予防課長通達第7号)別添、小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準……危険物を保有する設備が地下タンク又は簡易タンクで、もっぱら容器に詰替える一般取扱所の基準で、同基準(2)に、「危険物の保有量は、地下タンク以外にあっては指定数量の3倍以下地下タンクにあっては指定数量の20倍以下であること」とされている。

危険物の規制に関する運用基準の緩和について(北海道より)

(質問)近年、生活水準の向上に伴い、石油類の需要は増加の一途をたどり、特に北海道地方は寒冷積雪地のため、灯油等は冬期間(10月～5月)の主要な暖房用燃料として、道民生活に欠くことのできないものとなっております。

暖房用燃料として使用されている灯油についてみると、指定数量未満のホームタンク(容量490ℓ程度の屋外貯蔵タンク)を使用する家庭は、全道世帯数約173万世帯のうち90パーセントを数えています。

このホームタンクへの供給は、タンクローリーで行っていますが、タンクローリーに対する注油は、近くに油槽所がないため給油取扱所に併設する一般取扱所で行っている現状であり、また、漁港を有している町村の住宅等では重油を燃料として使用しており、重油入りのドラム缶を給油取扱所及び住宅等の裏などの違法貯蔵が漫然化する傾向にある現状であります。

前述のとおり北海道内においては、一般家庭の燃料の消費貯蔵及びこれに対する供給の実態が大型化に進行し

ており、その規制は今後ますます困難となることが予想されるところでありますので、先に示されている運用基準（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号及び昭和42年1月30日付け自消丙予発第7号）を緩和し、その範囲内における規制の徹底を図ることが、火災及び事故の未然防止になると考えますので、貴庁の見解を御教示願いたく、次の事項について照会します。

記

1. 給油取扱所に併設する灯油専用の一般取扱所から、容量2,000リットル未満の貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所に限り、灯油を注油できるように運用基準を緩和することができないか。
2. 灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準に基づく地下における保有量は、指定数量の40倍以下まで緩和することができないか。
3. 小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準に基づく危険物の地下タンクによる保有量は、灯油について40倍以下までに緩和することができないか。

回答（消防庁危険物規制課長、51.12.24）

1については、次により承知されたい。

運用基準に適合する一般取扱所において、危険物の詰替えをする場合は、容量が2,000リットル以下の移動タンク貯蔵所に限り、その取扱いを認めてさしつかえない。

なお、移動貯蔵タンクに危険物を注油する場合は、注油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注油ノズルに注入管を用いて危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号に規定するところにより行うこと。

2及び3については、容量が1万リットル以下の地下の専用タンクを2基まで設けることとしてさしつかえない。（消防危第118号、昭51.12.24）

<追記>

昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について」都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達別添中の(3)に定める灯油の保有量及び昭和42年1月30日付け自消丙予発第7号「販売取扱所及び一般取扱所の設置に関する運用基準について」都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達別添中「小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準」中の(2)に定める危険物の保有量のうち、地下タンクによる保有量は、この回答により改めるものとする。

昭和52年度 大阪府 危険物取扱者

〈保安講習要綱〉

大阪府では本年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施しますので、該当者は受講して下さい。

受講手続きは、所定の用紙（府消防防災課、消防署、協会事務局にあります）に記入の上、次の申込所で申込んで下さい。証紙は受付所で発売します。

▷受講手数料	1,600円
▷テキスト代	600円

1. 受付日時、場所

岸和田市消防本部	11月 1日(火) 10:00~11:30
堺市高石市消防組合消防本部	11月 1日(火) 13:00~16:00
豊中市消防本部	11月 2日(水) 9:30~11:30
茨木市消防本部	11月 2日(水) 13:00~16:30
守口市門真市消防組合消防本部	11月 4日(金) 9:30~11:30
東大阪市消防局	11月 4日(金) 13:00~16:30
柏羽藤消防本部 前の市民総会 館分館	11月 7日(月) 13:00~16:00
大阪府危険物品 協会連合会	11月 8日(火) 9:30~16:00 9日(水)

2. 講習日時、場所（時間は午後1時~午後5時）

11月10日(木)	堺市民会館
11月11日(金)	〃
11月14日(月)	池田市民会館
11月15日(火)	茨木商工会館
11月16日(水)	高槻市消防本部
11月17日(木)	枚方農協会館
11月18日(金)	高石市民会館
11月22日(火)	八尾市民ホール
11月24日(木)	枚方農協会館
11月25日(金)	美原市民会館
11月28日(月)	大阪府中小企業文化会館
11月29日(火)	〃
11月30日(水)	〃
12月 1日(木)	〃
12月 2日(金)	岸和田市民ホール
12月 5日(月)	大阪府中小企業文化会館